

指定認知症対応型通所介護 料金表 (令和元年10月改訂)

<サービス提供時間 4～5時間>

(山波の家)

		① 基本サービス料金	② サービス提供体制強化加算	③ 入浴介助加算	④ 介護職員処遇改善加算 (①+②+③) ×10.4%	⑤ 介護職員等特定処遇改善加算 (①+②+③) ×3.1%	合計金額 ①+②+③ +④+⑤
要介護1	利用料金	5,660	180	500	659	197	7,196
	利用者負担料金(1割)	566	18	50	66	20	720
	利用者負担料金(2割)	1,132	36	100	132	39	1,439
	利用者負担料金(3割)	1,698	54	150	198	59	2,159
要介護2	利用料金	6,230	180	500	719	214	7,843
	利用者負担料金(1割)	623	18	50	72	21	784
	利用者負担料金(2割)	1,246	36	100	144	43	1,569
	利用者負担料金(3割)	1,869	54	150	216	64	2,353
要介護3	利用料金	6,810	180	500	779	232	8,501
	利用者負担料金(1割)	681	18	50	78	23	850
	利用者負担料金(2割)	1,362	36	100	156	46	1,700
	利用者負担料金(3割)	2,043	54	150	234	70	2,550
要介護4	利用料金	7,380	180	500	838	250	9,148
	利用者負担料金(1割)	738	18	50	84	25	915
	利用者負担料金(2割)	1,476	36	100	168	50	1,830
	利用者負担料金(3割)	2,214	54	150	251	75	2,744
要介護5	利用料金	7,950	180	500	898	268	9,795
	利用者負担料金(1割)	795	18	50	90	27	980
	利用者負担料金(2割)	1,590	36	100	180	54	1,959
	利用者負担料金(3割)	2,385	54	150	269	80	2,939

※網掛けの列の単位が変更となります。

1. 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。
2. 居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
3. 償還払いの場合は、事業者は契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
4. 契約者に提供する食事の材料等に係る費用は別途徴収します。
5. 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、契約者の自己負担額を変更します。
6. 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算率は、報酬改定で定められたものです。なお、加算の額は四捨五入により算定しています。合計金額は目安の金額になります。
7. 送迎を行わなかった場合は(家族送迎、タクシーなど)片道47円の減額となります。
8. 入浴介助加算は選択できます。上記は③を選択した場合の料金です。